

広島県告示第六百十六号

平成二十四年広島県告示第四百七十六号（土砂災害警戒区域等の指定）で土砂災害特別警戒区域として指定した区域のうち、次の区域について、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十条第一項の規定による特定開発行為に係る対策工事等が完了した。

令和元年九月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 土砂災害特別警戒区域の名称

祇園八丁目一五B（五五四七）

二 開発区域の名称及び所在地

1 名称

祇園八丁目一五B（五五四七）

2 所在地

広島県広島市安佐南区祇園八丁目二七七番一外地内

三 特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名

1 住所

広島県広島市中区住吉町四番一二号

2 氏名

株式会社トーション住宅

四 特定開発行為検査済証交付年月日

令和元年七月二十五日